

平成27年度 第3回真庭市総合教育会議 会議次第

日時：平成28年1月19日（火）

午後1時00分～

場所：真庭市役所 3階 応接室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 教育委員長あいさつ

4 協議事項

（1）教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

（目次・骨子）案について

5 意見交換

6 閉 会

はじめに（人類の可能性に信頼して）

教育、学術、文化は人類、社会全体への普遍的な価値を持っています。

それは、人類がもつ可能性を自ら広げ、次世代に継承していくという、他の生物とは違う性質から生じるものです。

生来、「人間」は自ら学び、生きる能力を身につける欲求・本能があり、それゆえに、人類はこれまで持続的に成長し、文明を築いてきました。「ヒトから人間」へ成長する^{※1}ように、私たちは教育、学術、文化を通じて良心と叡智を重ね、「生き物から人類」へと精神的・知的な成長を連綿と続けてきました。

これこそが、人類誕生から今までの私たち誇りであり、未来です。だれもがその能力と個性を伸ばし、人格を完成し、互いに人生を謳歌する社会があると確信しています。

~~~~~

「貧困」とは、「潜在能力を実現する権利のはく奪」<sup>※2</sup>です。今、私たちが生活する社会を見ると、いたるところでこの「貧困」が見られます。教育が人材育成に、学術が技術・テクノロジーの革新に、文化が娯楽やビジネスの手段になり価値が単純化されるのに並行して、社会の貧困化（社会的、経済的、制度的、人的要因による）が急速に進行しています。能力を伸ばすことができない、その機会があることすら知らない、そのために自信を失いかげ自分の可能性を見失っている人がいます。それは、真庭市でも起きています。

「ひと」がもつ潜在能力を引き出し伸ばし、自信と希望をもって生きていくために、教育、学術、文化が最も重要なものです。社会的貧困の克服には、社会全体でその機会を保障することが不可欠です。

学びたい、知りたい、実践したいと望む「ひと」に望む環境を用意すること、「ひと」の思いに寄り添い認めあい支援しあうこと、今を生きる人類、社会の責任として、真庭市民はこれに取り組みます。

## 第1 大綱策定の趣旨

真庭市にとって一番大切なものは、市民一人ひとりです。

そして、市民のもつ可能性を広げ、ライフスタイルを実現できるよう応援することは、真庭市が果たすべき最も重要な責務です。

中でも教育、学術、文化の振興、及び子育て環境の充実は、「ひと」の可能性を伸ばし、「まち」の持続可能性を高め、多彩性や活気の源であり、創造性と生きる力を養う土台となるものです。

そして、目の前にある社会的貧困の克服のためには、教育や文化の恵沢を市民の人生や生活に結びつけることが、何より大切なことであると考えています。

このような視点に立ち、市民と行政とが教育、学術及び文化の価値を再確認し、一層の理解と振興を図るために、将来にわたって取り組むべき施策の方向性を示す「大綱」を策定します。

## 第2 大綱の位置付け

この大綱は、第2次真庭市総合計画の基本目標である「多彩な真庭の豊かな生活」の達成に向け、教育振興基本計画や子ども・子育て支援事業計画、協働のまちづくり指針などの関連計画との整合性を図りつつ、地域の実情に応じた、真庭市の教育、学術及び文化振興を推進するための総合的な施策を実施

---

※1 山本健慈

※2 アマルティア・セン

するにあたって、その目標や施策の根本となる方針を示すもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき市長が定めるものです。

なお、教育行政と福祉や地域振興などの一般行政との関連性については、「第9 政策体系図」に示します。

### 第3 大綱の計画期間

本大綱の計画対象期間は、平成28年度から32年度の5年間とします。

### 第4 基本目標（教育・子育て・学術・文化に関する目指すべき姿）

「基本目標」

● 学ぶたのしさ、知るよろこび、実践する面白さ

～個性と能力を十分に伸ばし、互いのライフスタイルを応援する「まち」～

「4つの施策の方向性」

● 共育・・・子どもとおとながともに育ちあう

教え教わる、育み育まれることで、ともに成長していきます。

● 協育・・・みんなで育てあう

市民みんなで教育を考え、みんなでつくり、「ひと」がもつ可能性をより大きく育てます。

● 郷育・・・ふるさとを知り学びあう

最も身近にある豊かな自然と、それに由来する文化、歴史、産業などに興味をもち、知ることが出発点です。

● 響育・・・互いのいいところを育てあう

心を通わせ、認めあい、感動しあい、共感しながら、一人ひとりがそれぞれ違う個性と能力を伸ばし、多彩で豊かな人生を互いに応援しあいます。

### 第5 真庭市の方向性（教育・子育て・学術・文化に関する施策の大きな方向性）

人に寄り添い、共に育ち、人生を応援することが、真庭市の施策の方向性です。

真庭市は、「多彩な真庭の豊かな生活～真庭ライフスタイル」の実現を基本目標に掲げ、だれもが互いに自分のライフスタイルを実現する「まち」づくりをしています。

豊かな生活とは、たくさんの選択肢の中から自分にあつたものを選ぶことができることです。そして、自分にあつた生き方をするためには、個々のもつ能力を自ら伸ばすことが不可欠です。このため、教育、学術、文化は一人ひとりの人生を互いに応援しあう営みとして、真庭市の最も重要な役割と位置づけています。

人生は、それぞれの「ひと」が自らの手でつくるものです。性差や国籍、障害の有無などに関係なく、人として尊重される中で、自分と社会を知り、知識を広げ、考える能力を伸ばし、実現する力を育て、選択肢を広げ、選びとった、一人ひとりにあつた生き方です。それは、幸福を追求する権利として最も尊重されています。そのために、市民みんなで考え、みんなでつくる教育文化環境の中で、「ひと」の可能性を信じ、自主性を重

んじ、そのもつ能力を伸ばすことを最も重要な目的として、真庭市に住む人だれもが自分の人生を送れるように応援していきます。

## 第6 学術について

### (1)真庭市における学術振興の意義（叡智と良心の蓄積）

学術は、真理を求める人類の知的活動とその蓄積です。そして、**人類の平和と福祉のために貢献すべきものであり**、その成果は必ずしも社会的価値に直結するものだけではありません。

真庭市には、学術機関や関連施設が少なく、市民の生活にも関係が薄いようにも思われます。しかし、真理を求める知的活動に触れることは、子どもだけでなく市民全体にとって「知ること」「学ぶこと」の本質に接することであり、「教育」の可能性を体感することでもあり、人間の可能性を知り、市民の生活と人生を豊かにする尊い機会です。

同時に、人類の知的活動の蓄積としての「学術」のもつ価値を知る機会を得ることそのものが、社会の構成員として世界の事象の多様な価値を知る重要な意味を持ちます。

ここに、真庭市における学術振興の意義があります。

### (2)真庭市の方向性（学術にふれる支援や機会づくり）

市民、学校、団体、事業所などが、学術にふれる支援や機会づくりを進めていきます。

①市内の団体や事業所、学校などによる学術機関または科学技術者との連携（長短期の研究、研究の連携、招聘事業など）の支援（情報提供、経済的援助、研究用資料提供、公共施設での研究の場の提供など）を行います。また、学術学会や研究会の誘致などをよびかけ、積極的な支援を行います。

②市民や団体などの、高等教育機関など学術機関での教育・研究に対する支援（情報提供、経済的援助、研究用資料提供、公共施設での研究の場の提供など）を検討します。また、中央図書館整備に合わせ、学術資料の整備も進めていきます。

## 第7 教育・子育てについて

### (1) 総論

人は、自分と外界に働きかけ、新しい価値を生み出し、さらに、外界を変革する中で成長を遂げていきます。子育て・教育は、そのすべての過程を人間が普遍に有する権利として尊重し、応援し続けることです。社会には、この人として成長することを妨げる要因も多数存在します。しかしそうした状況を克服し、すべての人が、「学び・知り・実践する」よろこびを感じながら自らを高め続けることができる真庭市をつくるのが、子育て・教育の根本です。

#### 総合計画

##### 第1項 一人ひとりの可能性を広げる（子育て・教育）

一人ひとりの可能性の広がり、真庭市の多彩性と持続可能性につながり、それがまた「ひと」の誇りを育て、「真庭ライフスタイル」を進化させます。

- 一人ひとりの可能性を広げる／潜在能力を広げる ●だれもが学ぶ機会を得ることができる環境
- 基礎となる「知る・考える・実践する」力の育成

##### 第1項 多彩な地域の個性を育てる

多彩で豊かな「まち」で、それぞれの市民が、自分にあった生活を実現しています。

- 教育と学習の関係 ●学習を可能とする教育の役割 ●学習すること 自ら高めること
- 教育によって個人が形成する意思、能力 ●個人の権利である学習権の保障としての公教育

## この支援、保障をするのが教育行政

### 教育振興基本計画

「夢を育み 未来を拓く ころ豊かな人づくり」

～つながりあう教育の推進～

「人がつながり、地域がつながり、未来につながる真庭の教育」

先人に学び、生活文化を継承しながら、ふるさと真庭の自然や文化を愛し、真庭を誇りに思うとともに、力を合わせて未来を創造する人づくり

家庭や地域社会の教育力を高め、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、連携しながら社会全体で子どもたちを育む

学力・問題行動・規範意識等への対応、家庭教育の充実・学校教育の向上・地域社会の教育支援の強化等のために「つなぐ、つながる、つなぎあう」

学校・園と家庭・地域が一体となって、育成すべき子どもたちの姿について共通認識をもち、各々が連携しあって「まにわの子ども」を育てる体制を整備

### 「つながりあう教育」の3本柱

1. 保幼小中の連携や学校間交流の充実等による「子ども同士、学校・園をつなぐ」取り組み
2. 開かれた学校づくりや学校支援地域組織の充実等による「学校と家庭・社会をつなぐ」取り組み
3. 学校の適正配置や生涯学習ネットワークの充実等による「地域と地域をつなぐ」取り組み

確かな学力と豊かな心を備え、夢をもって自ら学ぶ子どもの育成

「まにわの子：まなぼう、にこにこ、わになって、のびのび育つ、まにわの子」を合い言葉として学校・園の教育を推進  
進んで学習に取り組む子ども、自他を尊重し思いやりのある子ども、夢と希望をもって様々なことに挑戦する子どもの育成

豊かな人間性と郷土に根ざした文化を育むまちづくりを目指した教育を推進

### 【基本施策】

- (1) 確かな学力、豊かな心、健やかな体など、子どもたちが生きていくうえで基本となる資質能力を育む
- (2) 社会全体で子どもたちの教育に取り組み、家庭や地域社会の教育力の向上を図る

### 公共施設見直し指針

- (1) レクリエーション・スポーツ施設

スポーツ関連施設は、敷地・建物が広大で、設備・備品等も多くあることから、多大な管理運営経費がかかり、加えて、本市には、旧町村ごとに総合グラウンド等の大型施設を抱えており、財政を圧迫しています。そのため、施設を主たる使用目的に細分化し、利用状況や財政状況等を勘案しながら、段階的な見直しを進めます。なお、専用競技場ごとの施設数、配置場所等、将来的なシミュレーションもできる限り早い時期に検討を始め、その方向性を提示する中で市民の方々の理解を得ながら、進めていかなければなりません。

(見直しにおける主なポイント)

- ① 廃止が可能な施設の検討
- ② 専用競技場ごとの将来的なシミュレーションの検討

- (4) 文教施設

学校については、人口減少や少子化により統廃合並びに学区再編が現実的な課題となりつつあることから、中長期的な視点に立って教育委員会自らがその方向性を示すこととしています。一方、公民館、文化センター等の文化施設は、原則、直営もしくは指定管理の方向で検討し、併せて機能統合を積極的に進めることとします。

(見直しにおける主なポイント)

- ① 廃止が可能な施設の検討
- ② 地元への無償譲渡の検討
- ③ 地区公民館における機能統合の検討

- (5) 社会福祉施設

子育て支援施設等が該当し、いずれも市民生活に関わり合いが深く、極めて重要な施設です。すでに指定管理者

制度に移行している施設も多いため、指定管理の継続とともに、企業・団体等への売却、貸付等も積極的に検討します。

(見直しにおける主なポイント)

①廃止が可能な施設の検討 ②適正規模による幼稚園・保育園の統合の検討 ③施設の民営化の検討

## (2) 子育て・幼児教育

子育て支援とは決して「保護者の育児の肩代わり」をすることでなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することが可能になるよう支援することであるという共通認識を持つことが必要です。その上で、保護者・園・地域全体が「子どもの最善の利益」とは何かを常に中心に置きながら、それぞれが必要とする役割を担うことが当たり前となるような市民意識の醸成が必要です。

真庭市では、家庭や地域の中で子ども自身が大切な存在であることを実感することができる子育て・教育環境づくり「こどもがまんなか」を基本理念としています。そして、子どもの心豊かで健やかな育ちのために、保護者・園・地域が相互に連携し、等しく共通した認識のもとに、保育・教育活動を行っていくために、市の保育・教育目標とし「のびのびと心豊かに意欲をもって生活する子どもの育成」をあげ、幼児期に育てたい3つの力（学ぶ力・生活する力・かかわる力）を、体験を通して獲得できるよう目指しています。

さらに、人として生きることの心地よさや誇らしさを持つことができるよう、一人ひとりを大切に育てる保育や、人とのつながり、物とのかかわり、自然との親しみ、生き生きと生活する力を引き出す保育を、それぞれの園において創意・工夫のもと実践し、本市の未来を担う子どもたちの健やかな育ちのために、その充実が図られるよう取り組んでいます。

### 総合計画

#### 1. ライフスタイルに合わせた子育て支援

■ 幼稚園・保育所・こども園・もりのようちえん等を通じた幼児教育・保育の充実

■ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携、活用方針

#### 2. 生むこと・育てること（生み育てやすい環境づくり）

■ 出産・子育て・教育の各段階で親子が安心して生活できるよう、子どもを地域ぐるみで 見守り、育むための環境づくり

■ 「生み・育てること」を安心して選び実現するための、ライフステージに応じた就業に対する理解と支援

■ 女性の就業や子育て家庭に対する理解を進め、地域や職場だけでなく「まち」全体での支援体制づくり

#### 3. 就学前の子育て・家庭教育の支援

■ 認定こども園の設置など、市内のどこに住んでも子どものための就学前教育が受けやすい環境整備

■ 「もりのようちえん」や、地域の熟年者とのふれあいを通じて地域の歴史、文化、仕事、暮らしを学ぶことで、地域に愛情を持つことのできる「ひと」を育てる

### 地域福祉計画

#### 1. 支え合う気持ちづくりの醸成

子どもたちが、小さい頃から助け合いの心を培っていけるよう、子どもたちの福祉教育に取り組んでいきます。

### 子ども・子育て支援事業計画

～こどもがまんなか～

家庭や地域の中で自分が大切な存在であることを実感することができる子育て・教育環境づくり

就学前の保育及び教育を適切に提供できる施設整備の推進をはじめ、妊娠、出産から学童期に至るまでの、相談や情報提供機能を充実するなど、子どもの健全な育成のための総合的な子育て支援の環境づくりを推進する

1. 地域で安心して子育てができる環境づくり 2. ワーク・ライフ・バランスが尊重される環境づくり

- 3.健やかに産み育てられる環境づくり 4.子どもの生きる力を育む環境づくり  
5.子どもの自己肯定感を育む環境づくり

### 幼稚園・保育園整備計画

- ・幼保一元化推進、市内全域の認定こども園の設置
- ・小規模園や老朽施設の統廃合等の適切な措置の検討
- ・子どもたちに育ちに必要な集団や異年齢児との活動の場を確保
- ・安全安心な保育環境づくり
- ・発達障害等に配慮し、充実した教育・保育を行える体制づくり

### (3) 学校教育

子どもは、自ら成長する力をもっています。その力は、周りの環境や人とのつながりの中で、磨かれ、耕され、社会的に自立した個人へと導きます。学校教育は、子どもが力を発揮し、よりよく成長するために、法と税に基づいて意図的に準備された仕組みです。

真庭市の学校教育は、知・徳・体の調和がとれ、たくましく生きる力を備えた子どもを育むことを目標としています。

第一に重視するのは、地域に根ざす教育です。地域は学びの宝庫です。そこには、歴史や文化、人の願い、現代社会の有り様が凝縮されています。この地域を学び、地域で体験する中で、実感を伴った学びができると考えます。そのために、地域の教育参画、学校の地域貢献を双方向で進めます。

第二に、教職員が、子ども、保護者、地域と共に育み合うということです。学校教育が意図的に準備された仕組みであり、その担い手が教職員である以上、教育の成果は教職員のあり方に大きく影響されます。落ち着いて子どもと向き合う環境づくりと、子どもの成長を願い、その実現のために自らも不断に努力を重ねる教職員集団づくりを進めます。

### 総合計画

#### 1. 確かな学力と知識の獲得

- 課題発見能力（探究心）と課題解決能力の習得 ■ 真庭で、日本で、世界で生きていく力を育む

#### 2. 学校教育施設の整備

- 学校の耐震化 ■ 学校の統廃合

#### 3. 学校教育環境の整備

- 少人数教育の推進 ■ 総合的な放課後対策 ■ 教科書採択の方針 ■ 教職員の人事の基準

#### 4. 地域と連携した学校教育

- 自立的な子育て支援団体を地域に育成し、学校・家庭・地域の連携を強化

- 「参加型民主主義」の実践や、地域の力を取り入れ開かれた学校教育環境を整備

- 学校を地域に積極的に公開するとともに、地域の文化や歴史を教材にした学習

#### ■ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携、活用方針

- 学齢期にふさわしい学力と集団性を培うための学校運営を行い、学校教育の質を上げ、真庭市でそして日本や世界で生きていく「ひと」

- テストでは測れない「生きる力」をつける多様な学びを実践

- 真庭市の教育の強みを生かした長期的な展望を持ち、学校の規模と機能の質と量を市民と一緒に考える

### 市立小・中学校適正配置実施計画

学校は、集団生活のなかで学習しながら、友情を育みながら、児童・生徒がお互いに切磋琢磨し、たくましく生き抜くための確かな学力、豊かな心や社会性を育む場。

適正な学校規模の配置を行い教育環境の整備を図る。

- 1 極小規模校及び小規模校について、実態を踏まえながら適正配置を進める
- 2 原則、同一中学校区の隣接する小学校と統合する。
- 3 中学校については、小規模校について適正配置を進める。

#### (4) 生涯学習

広げた潜在能力を維持できる

いつまでも学ぶこと、知ることができる多様な学習機会の提供

生涯学習環境（施設、体制など）の整備

##### 総合計画

###### 1. 生涯にわたる学習環境の整備

■だれもが、「学ぶ楽しさ」「知るよろこび」「実践する面白さ」を実感し、好奇心と創造性を育むことができるよう、市民や団体、事業所などの学習事業の連携情報や発信を進め、多様な学習機会の提供を支援

###### 2. 図書館の充実

■「本の香りがするまちづくり」を目標に、地域の特長を生かした図書館づくりに取り組み、質の向上と市内外の関連施設との連携を進め、学ぶ環境の質の向上と機会提供

##### 交流定住推進計画

地域資源の発掘・創出と情報発信により、真庭市を認知してもらい、「真庭市を訪れてみたい」と関心を持ってもらう真庭市を来訪し、深く知る中で、真庭市が有する価値観や豊かさに対する共感や連帯感が生まれ、「真庭市に住んでみたい」、「真庭市で仕事をしてみたい」と思ってもらう

こうした人々に対して、その価値観や豊かさの考えに沿った定住条件を市内に整備し、真庭市が、若者等の「自分らしい生き方を実現する場としての選択肢」となれば、交流は他地域からの転入を促進する効果を持つ他地域との交流に取り組むことが、地域の活性化や市民の地域に対する愛着・誇りの気持ちを増進し、転出者を減少させる効果も期待される。

各交流定住推進施策に戦略的に取り組むことにより、真庭市における転入者と転出者の均衡を図り、さらには転入超過を達成する

##### 生涯学習基本計画

生涯学習は生涯を通じてそれぞれの世代に応じた学習を、一人ひとりが自由に主体的に取り組む活動

- ①個人の充実を目的とした“まなび”
- ②社会的自己実現を目指すキャリア形成を目的とした“まなび”
- ③学習成果の活用や社会への還元を通じて地域づくりを推進することを目的とした“まなび”

##### 図書館基本構想・図書館基本計画

市民一人ひとりが生涯を通じて世代に応じた学習を自由に主体的に取り組む、自己を高めるとともに互いに認め合い共生していくために、「いつでも、どこでも」自由に学習機会を選択し学ぶことができる「生涯学習社会の拠点」として図書館を位置づける

###### 【基本理念等】

読書は様々な知識や情報を得ること、精神面での充実感など心の成長を促進し教養を深める観点から大変重要

###### 【目指す図書館像】

- ①子供の成長に役立つ図書館
- ②人づくりに役立つ図書館
- ③地域おこし、まちづくりに役立つ図書館
- ④文化振興に役立つ図書館

## 第8 文化・スポーツについて

### (1) 総論

だれもが個性と能力を生かせる文化・スポーツの機会

文化・スポーツ施設などの環境整備

#### 総合計画

##### 第1項 多彩な地域の個性を育てる

- 多彩な地域の個性を育てる・生活の中で文化を楽しむ
- だれもが個性と能力を生かせる文化・スポーツの機会
- 豊かな生活を実現するために、自然、文化、歴史などの財産を維持、保全、伝承
- 伝統文化や芸術文化は地域に対する誇りと豊かな人間性を育むと同時に、創造的な活動
- スポーツは、楽しみながら健康を維持し、地域や仲間の連帯感の醸成、生きがいの源となり、心豊かな「真庭ライフスタイル」の実現に寄与

#### 教育振興基本計画

「夢を育み 未来を拓く こころ豊かな人づくり」

～つながりあう教育の推進～

「人がつながり、地域がつながり、未来につながる真庭の教育」

先人に学び、生活文化を継承しながら、ふるさと真庭の自然や文化を愛し、真庭を誇りに思うとともに、力を合わせて未来を創造する人づくり

#### 【基本施策】

生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興を図る

### (2) 文化について

市民が様々な文化活動に、自由に主体的に取り組み充実した生活をおくるとともに、お互いの交流を深め、真庭市固有の文化資源を活かし、日常生活の中に文化が感じられるようなまちを希求します。

そこに暮らす人だけでなく、真庭市で育ちよそに旅立った人や真庭市を訪れてみたい人にも、真庭市に住みたい、帰りたい、行きたいと思わせるような魅力ある文化が息づくまちを目指します。

#### 総合計画

##### 第2項 生活の中で文化を楽しむ

伝統文化や芸術文化は地域に対する誇りと豊かな人間性を育むと同時に、創造的な活動へつながります。

#### 1. 多彩な文化活動の支援 2. 地域にある文化の伝承 3. 多彩な地域の個性を育てる

■ 真庭市の自然、歴史、文化などを見つめ直し、維持保全し、伝承し、地域資源を生かした魅力的なライフスタイルを提案

#### 4. 多彩な文化のあるまちづくり

■ 市民と一緒に生活の中にある文化を育成

■ 育み受け継がれてきた文化資源を、地域生活の中で次世代に引継ぎ、真庭市内外に発信し交流

#### 5. 生活の中で文化を楽しむ

■ 市民の自主的な活動を支援し、自然環境の中から育まれる文化や芸術を日常生活の中で感じられる「まち」

■ 多彩な文化・芸術にふれあうことのできる「文化のかおり」がする魅力ある、「真庭ミュージアム」など文化と芸術の拠点

■ 図書館の質と連携の向上や「まち並み図書館」など、本や文化・芸術がいつでもだれでも楽しめる機会づくり

#### 文化振興計画

～市民みんなで 伝え・創り・広げる 文化都市・真庭～

市民が様々な文化活動に、自由に主体的に取り組み充実した生活をおくるとともに、お互いの交流を深め、真庭市固有の文化資源を活かし、日常生活の中に文化が感じられるようなまちを希求します。

そこに暮らす人だけでなく、真庭市で育ちよそに旅立った人や真庭市を訪れてみたい人にも、真庭市に住みたい、帰りたい、行きたいと思わせるような魅力ある文化が息づくまちを目指す。

①遠い昔から伝えられてきた真庭の歴史と伝統。これら大切に守り未来へつなげるとともに、さらに文化を育成、振興するため、文化を支える環境づくりにとりくみます。

②文化を振興し、継続的に発展させていくためには、主体として取り組む市民が輝くことが大切です。特に将来を担う子どもたちが文化に親しむきっかけをつくります。

③文化活動に取り組む市民や団体などの活動を活性化するためより瑞々しく繁茂したネットワークをつくります。

④地域文化の掘り起こしや情報収集・発信に努め、それを活用し文化を通じたまちづくり、産業、観光の振興を目指します。

### (3) スポーツについて

スポーツは、行政やスポーツ統括団体によって一方的に提供される〈サービス〉ではなく、スポーツに関わるすべての市民によって育まれる〈文化〉です。この考え方に基づいて、真庭市のスポーツ振興の多くの部分は、市民の手に委ねられています。真庭市のスポーツ振興を自らの問題として受け止め、市民の活力や知恵・ノウハウをもってスポーツ振興施策を展開させていくことが重要です。

また、スポーツ関連団体の運営の自律化・自立化と、各団体・地域が自らの特性に合わせて具体的な取り組みを推進していくことを支援します。指定管理者制度などのスポーツ施設管理運営における民間活力の活用を推進し、持続可能なスポーツ振興環境づくりを市民とともに進めます。

#### 総合計画

##### 第2項 生活の中で文化を楽しむ

スポーツは、楽しみながら健康を維持し、地域や仲間の連帯感の醸成、生きがいの源となり、心豊かな「真庭ライフスタイル」の実現に寄与

##### 1. 生涯にわたるスポーツ活動の支援 2. 生涯を通じた心と体の健やかさを生み出すスポーツ振興

- 誰もが状況や年齢に応じて気軽にスポーツに関わり楽しむことができる環境づくり
- スポーツに関する情報発信を充実させ、スポーツ団体や市民団体の活動を支援
- スポーツを支える人や教える人を養成し、スポーツのすそ野を広げ、競技アスリートも育成
- 障がい者の生活の質の向上につながる障がい者スポーツの機会を地域全体で支援

##### 3. 文化・スポーツ施設経営（適正配置と運営）

- 人口減少と文化・スポーツ活動の質と量に合わせた、市民の手による施設経営
- 成熟し上質な文化・スポーツ活動のための施設規模、配置、経営、運営方法などを「持続可能なまちづくり」の視点で検討

#### 後期スポーツ振興計画

スポーツは文化であり、人類が創造し続けてきたものです。未来の真庭市が豊かな地域になるためにスポーツは創造され続けられなければなりません。

真庭市のスポーツ文化は真庭市民によって創造されるものです。行政と市民、スポーツに関係するあらゆる団体・組織が取り組むべきものです。

真庭市民がスポーツを生活や地域を豊かにしていく取り組みが動き出し、真庭市民による真庭市民のためのスポーツ振興が動き出すことを目指しています。

## 第9 政策体系図

| 総合教育大綱   | 主要計画          | 準主要計画・方針・指針  |
|----------|---------------|--------------|
|          | 教育振興基本計画      | 生涯学習基本計画     |
|          |               | 図書館基本構想      |
|          |               | 人権教育・啓発推進指針  |
|          |               | 青少年健全育成推進方針  |
|          |               | いじめ問題対策基本方針  |
|          |               | 男女共同参画基本計画   |
|          |               | 文化振興計画       |
|          |               | 後期スポーツ振興基本計画 |
|          |               | 学校適正配置方針（仮称） |
| 地域福祉計画   | 子ども・子育て支援事業計画 |              |
| 交流定住推進計画 | 国際化推進指針       |              |
| 行政経営大綱   | 公共施設見直し指針     |              |
|          | 公共施設適正配置方針    |              |

## ● 学術研究は新しい文化形成の礎

「学術研究」とは自然、人間、社会におけるあらゆる現象の真理や基本原理の発見を目指して、人間が自由な発想、知的好奇心・探求心をもって行う知的創造活動です。古来、人類は「宇宙とは何か、それを問う我とは何か」を問い続けてきました。

これらはすべて人類に内発する「知る」ことへの飽くことのない欲求に由来しています。この問いかけに対して、人類は、新しい原理や法則を発見し、分析や総合の方法論を開発し、新しい技術や知識を体系化してきました。

これらを礎にして、先端的な学問領域を開拓すると共に、自然観を拡大し、偏見や束縛のない幸福な人類社会の構築を目指して、人類の知の地平をさらに切り拓いていかなばなりません。

かかる学術研究の成果は次に来る学術の発展のための基礎となり、その蓄積は新しい「文化」の形成の礎となるものです。

### ■ 学術研究は未来を切り拓く原動力

学術研究はその性格から、問題解決型ではなく問題発掘型の研究に重心を置いており、年限を限った問題解決型のプロジェクト研究よりも遥かに息の長い研究が要求されます。

そのような息の長い広がりと深さをもった学術研究の中からこそ真に新しい科学技術の「種」が生まれるのです。

「知」の世紀といわれる21世紀においては、学術の振興により蓄えられる知的資産こそが国力の重要な源泉であり、国民の生活や経済活動を持続的に発展させ、希望ある未来を切り拓く原動力となるものといえます。

### ■ 21世紀の新しい学問を創造し、社会へ貢献することを目指して

学術研究は、どのような形態であっても、基本的には研究者個人々の独創的な発想が基礎となって行われるものです。

この個人の独創的な発想は、周囲の研究者との日常的な討論や共同作業の中で生み出されるということを忘れてはなりません。

学術研究を推進するためには、研究者が互いに討論を重ね、共同作業を行える場を整備し、それを息の長い施策で支援することが重要です。

## ● 文化芸術振興基本法

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にすよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

**第 01 条** この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与すること

を目的とする。

**第 02 条** 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

**第 35 条** 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

## ●スポーツ基本法

スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等**人格の形成に大きな影響を及ぼす**ものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える**地域社会の再生に寄与する**ものである。

さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた**長寿社会の実現に不可欠**である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。

また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、**国際平和に大きく貢献**するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

**第 01 条** この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、もって**国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展**に寄与することを目的とする。

**第 02 条** スポーツは、幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、**自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるように**することを旨として、推進されなければならない。

2 **国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進**されなければならない。

3 主体的に協働することにより、**当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進**されなければならない。

5 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、**障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進**されなければならない。

7 スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、**国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進**されなければならない。

## 第3回 真庭市総合教育会議 事前意見

意見募集事項：「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱目次・骨子案について」

| NO. | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <p>教育大綱について素晴らしい内容があげてあるように思いました。ただ、学校教育の中学校の現場にいるものとして、今、たいへん不安に思っていることがあるのでこの機会を借りてお願いしておきたいと思います。</p> <p>教育大綱の実効的な部分になると思われるのですが、「第7教育・子育てについての（3）学校教育の学校教育環境の整備」の高校教育についてです。真庭の子ども達が真庭で多彩な高校教育を受けることができるよう現在の体制を維持、発展していくように行政として目を光らせておいていただきたいということです。</p> <p>県教委は真庭のことだけを考えてはいません。全県の中の真庭です。現在、生徒数減少により真庭市内の高等学校は入試の度に定員割れの状況が見られています。本年度当初、平成27年6月に岡山県高等学校教育研究協議会が設置され平成40年度目途の高等学校の体制整備についての答申がまとめられようとしています。前回平成22年にまとめられた平成30年度目途の体制整備についての答申では統廃合等について緩やかな表現となっておりますが、定員割れの状況が続いている真庭市内の高等学校にどのような体制の変化が起きるか分からないのが現状です。</p> <p>高等学校の設置体制整備は県の行う施策ということとなりますが、この点について真庭市としてこの会の動向等にアンテナを広げ柔軟かつ迅速に対応していただきたいです。</p> <p>真庭の子ども達が真庭で多彩な高校教育を受けることができることを維持していただきますようよろしくお願いいたします。</p> |